

岩手大学受託事業取扱規則

(平成17年1月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学が岩手大学以外の外部の機関（以下「委託者」という。）から必要経費等を受け入れて、委託者に係る事業の委託を受け行う事業（以下「受託事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において「事業担当者」とは、受託事業の実施に当たり、当該事業に直接参加する岩手大学職員をいう。

2 この規則において「事業協力者」とは、事業担当者以外の者で当該事業に協力する者をいう。

3 この規則において「事業担当代表者」とは、事業担当者のうち、当該受託事業を統括する者をいう。

(事業の受付等)

第3条 岩手大学に事業を委託することを希望する委託者は、原則として、事前に申込書を岩手大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。ただし、岩手大学が委託者の募集する事業に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等の事業を受託する場合には、この限りでない。

2 委託者は、前項本文の申込書を提出する場合においては、次に掲げる事項についてあらかじめ事業担当者と協議するものとする。

一 委託内容

二 設備の取扱い

三 当該受託事業の成果の報告及び公表並びに著作権の取扱い

四 当該受託事業の中止又は期間の延長の手続き

五 当該受託事業の完了又は中止に伴う受託事業経費の取扱い

六 その他当該受託事業遂行に関し必要な事項

(事業の受託)

第4条 前条第1項本文の申込みを受けた学長は、岩手大学の業務運営上有意義であり、かつ、岩手大学の業務に支障を生ずるおそれがなく、優れた成果を期待することができるとともに、地域社会の振興に資することが期待されると認められる場合には、岩手大学における外部資金の受入れに関する規則の定めるところにより受入れを決定し、これを受託するものとする。

(事業契約の締結)

第5条 岩手大学は、受託事業の実施に当たり、委託者と事業に関する契約を締結するものとする。ただし、第3条第1項ただし書きに規定する場合には、契約書を省略できるものとする。

(受託事業に要する経費)

第6条 委託者が負担しなければならない受託事業経費は、当該受託事業遂行に必要な直接経費及び間接経費の合算額とするものとする。

2 間接経費について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、受託事業の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。